

# 令和3年度(2021年度)北海道における労働災害防止に向けた取組方針

## 1 趣 旨

道内における労働災害の発生状況は、長期的には減少の傾向にあるものの、今なお、多くの尊い人命が失われている。

道は、道民の安全確保とともに、発注者として労災防止に取り組む立場にあることから、労働災害の防止を重要な課題として位置づけ、関係機関、各部、総合振興局及び振興局が連携した取組を進めるため、本方針を定める。

## 2 取組方針

北海道では、令和2年に発生した労働災害で死亡した方が49人、4日以上休業となる傷病に被災した方は6,878人に達している。

また、道発注工事における労働災害では、死亡した方が前年より5人減少して2人、4日以上休業となる傷病に被災した方が前年より3人増加して44人となっている。

令和2年の死亡労働災害は、前年より減少した一方で、休業労働災害は前年より増加しており、労働災害の根絶に向けた取組を、より一層進めるため、次のとおり目標と重点を設定する。

※令和2年の労働災害者数の算出基準

- ・北海道全体：令和3年1月末速報値（北海道労働局）
- ・道発注工事：確定値（北海道）

### □取組の目標

- 死亡労働災害及び重大災害の根絶
- 休業労働災害の大幅な減少
- 墜落・転落、挟まれ・巻き込まれ災害の防止
- 交通労働災害の防止
- 高年齢労働者や外国人労働者等が被災する労働災害の防止
- 建設工事着工期及び工事追い込み期の労働災害防止
- 積雪や凍結の影響による転倒災害等、冬季特有の労働災害の防止

### □取組の重点

道発注工事における労働災害の防止

- 積極的な普及啓発の実施
  - ・広報媒体（新聞・ホームページ）を活用した啓発
  - ・各種会議やセミナーなどでの労働安全知識の普及
- 受注業者への指導の強化
  - ・入札及び契約時における確実な指導の実施（文書及び口頭）
  - ・事業所等の統括安全衛生責任者等から現場への指導・援助・教育の徹底
  - ・安全パトロールなどによる工事場所での安全管理の徹底
  - ・事故発生事業者への再発防止指導の強化・徹底
- 関係機関・団体との連携の強化
  - ・労働災害防止諸会議の開催（経済部・各総合振興局（振興局）等）
  - ・労働災害発生状況の迅速な把握及び情報の共有化